

監査公表第 687 号

包括外部監査の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項前段の規定により京都市長から通知がありましたので、同項後段の規定により、その内容を次のとおり公表します。

平成 25 年 12 月 25 日

京都市監査委員	大	西	均
同	久	保	勝 信
同	西	村	京 三
同	海	沼	芳 晴

1 平成 24 年度包括外部監査（平成 25 年 3 月 29 日監査公表第 677 号）

（各補助金等に対する監査結果－ 1）

指 摘 事 項
<p>2. 各補助金等に対する監査結果</p> <p>【1】 補助金条例が制定されたことにより改善されたか</p> <p>② 再補助の補助金交付基準が不透明ではないか</p> <p style="text-align: center;">No. 469 特色ある幼稚園教育推進事業補助金 89,100 千円</p> <p>【指摘事項】本市が適宜、京都市私立幼稚園協会から各園への補助金の執行状況を確認する等、交付状況をチェックできる体制づくりに向け、現行制度を改善すべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>京都市私立幼稚園協会において、平成 25 年度より、補助金の申請及び認定の各段階において、第三者によるチェック機能が働くよう、次の 2 委員会を設置した。</p> <p>① 認定委員会を設置</p> <p style="padding-left: 2em;">各園からの補助金申請書類の審査結果を踏まえ、補助金交付の認定事務を行う。補助金申請処理の審査については、対策委員会に諮問する。</p> <p style="padding-left: 2em;">委員は、第三者である学識経験者を会長とし、本市教育委員会からの委員も加わり、計 5 名で構成。</p> <p>② 対策委員会の設置</p> <p style="padding-left: 2em;">各園からの補助金申請書類の審査を行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">委員は私立幼稚園園長 6 名で構成。</p> <p>なお、補助金の執行状況については、各園から京都市私立幼稚園協会へ提出される事業完了報告書等を、認定委員会で確認することを予定している。</p>

指 摘 事 項
<p>2. 各補助金等に対する監査結果</p> <p>【1】 補助金条例が制定されたことにより改善されたか</p> <p>② 再補助の補助金交付基準が不透明ではないか</p> <p>No. 470 京都市私立幼稚園特別支援教育振興補助金 62,010 千円</p> <p>【指摘事項】本市が適宜、京都市私立幼稚園協会から各園への補助金の執行状況を確認する等、交付状況をチェックできる体制づくりに向け、改善すべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>京都市私立幼稚園協会において、平成 25 年度より、補助金の申請及び認定の各段階において、第三者によるチェック機能が働くよう、次の 2 委員会を設置した。</p> <p>① 認定委員会を設置</p> <p>各園からの補助金申請書類の審査結果を踏まえ、補助金交付の認定事務を行う。</p> <p>補助金申請処理の審査については、対策委員会に諮問する。</p> <p>委員は、第三者である学識経験者を会長とし、本市教育委員会からの委員も加わり、計 5 名で構成。</p> <p>② 対策委員会の設置</p> <p>各園からの補助金申請書類の審査を行う。</p> <p>委員は私立幼稚園園長 6 名で構成。</p> <p>なお、補助金の執行状況については、各園から京都市私立幼稚園協会へ提出される事業完了報告書等を、認定委員会で確認することを予定している。</p>

指 摘 事 項
<p>2. 各補助金等に対する監査結果</p> <p>【4】 予算の計上はされているが、実績のない補助金等</p> <p>① 予算に計上はされているが実績のない補助金で、翌年の予算にもほぼ同額で計上されている補助金等</p> <p>No. 59 旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条第1項に規定する対象地域周辺民間浴場に対する助成金 374千円(予算)</p> <p>【指摘事項】 当補助金がほとんど利用されていない状況について、目標を達成するための方法等、制度的な検討をすべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>民間浴場と市立浴場との料金に格差があるため、民間浴場の経営を圧迫する要因となっていることから交付している経過がある。</p> <p>現在、本市内部において、民間浴場との料金格差が解消される平成26年度以降に、廃止を含めた制度の見直しを検討している。</p>

指 摘 事 項
<p>2. 各補助金等に対する監査結果</p> <p>【5】 補助をしている効果の測定方法について検討が必要な補助金等</p> <p>① 補助金の支出に対して効果はあるのか</p> <p style="text-align: right;">No. 27 京都市外国人留学生国民健康保険料補助事業補助金 7,279 千円</p> <p>【指摘事項】 同補助金の効果に関する検証, 周知方法の確認など, より補助金額の利用向上に繋がる取り組みがされるべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>外国人留学生国民健康保険料補助事業の実施主体である公益財団法人京都市国際交流協会に対し, 事業のニーズを把握するため, 留学生へのアンケート調査を実施するよう要請し, 当該補助制度の認知度や有効性の検証を行った。</p> <p>また, 補助金の利用向上につながるよう周知方法を検討した結果, 入学時の説明から申請までに期間があることから, 協会において, 改めて, 平成25年8月13日から「京都留学生情報サイト」に掲載したうえで, 申請の意思のある留学生に対してメールを送信したほか, 同月28日に開設した留学生や留学生OBなどに生活情報をはじめとした様々な情報を提供するフェイスブックページへの掲載や留学生関連事業実施時のチラシの配布を行った。</p>

指 摘 事 項		
2. 各補助金等に対する監査結果		
【5】 補助をしている効果の測定方法について検討が必要な補助金等		
② 少額な補助金等，収入に占める割合が低率な補助金等に支出の効果があるのか		
No. 446	伏見納税貯蓄組合連合会補助金	10 千円
No. 410	東山納税貯蓄組合連合会補助金	20 千円
No. 395	上京納税貯蓄組合連合会補助金	30 千円
No. 401	左京納税貯蓄組合連合会補助金	60 千円
No. 406	中京納税貯蓄組合連合会補助金	73 千円
No. 419	下京納税貯蓄組合連合会補助金	140 千円
【指摘事項】 少額な補助で効果は上がっているのか，また特定の団体だけを対象にした補助金でいいのか検討すべきである。		

講 じ た 措 置
<p>納税貯蓄組合は，納税資金の貯蓄による各種税金の円滑な納付を目的として組織された納税貯蓄組合法に基づく公の団体で，組合員数は，本市で1万人以上（平成25年7月現在），全国でも206万人（平成23年3月現在）である。</p> <p>納税貯蓄組合連合会の事業として広報紙・機関紙等の発行や口座振替納税普及のためのチラシを作成しており，平成24年は年間計で19回・57千部を発行し，総額2,658千円のうち183千円の補助金を交付した。</p> <p>また，同じく研修会・講演会等を実施しており，平成24年は中京及び下京で計3回，研修会・講演会等参加の組合長を通じ，傘下の組合員に税知識の向上を図り，総額257千円のうち150千円の補助金を交付した。</p> <p>補助金を交付している事業は，いずれも市税への市民の理解と協力の促進及び納税意識の高揚につながるもので，公益性が認められ，事業実績からも効果があると判断し，設立目的や活動内容に鑑みても補助金交付先として適当な団体であると考えている。</p> <p>他団体への補助金交付は，その団体の設立目的や活動内容が納税貯蓄組合同様公益に資</p>

するもので、よりふさわしいと思われる団体があれば、本市の財政状況を踏まえつつ検討してまいりたいと考えている。

指 摘 事 項
<p>2. 各補助金等に対する監査結果</p> <p>【5】 補助をしている効果の測定方法について検討が必要な補助金等</p> <p>② 少額な補助金等，収入に占める割合が低率な補助金等に支出の効果があるのか</p> <p style="text-align: center;">No. 256 京都こども文化会館府市共催事業補助金 400 千円</p> <p>【指摘事項】府市共催事業であるため府との協議のうえ，補助金の支出に対して効果が期待できる有効な事業を行えるよう，検討すべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>一般財団法人京都こども文化会館では，優れた芸術・文化の公開，普及を図り，もって子どもたちの豊かな文化の振興と共に健全な育成に寄与することを目的に，府市共催事業に取り組んでおり，事業効果の向上の観点から，当該事業の来場者の増加を図るべく次の措置を講じた。</p> <p>実施する事業について京都府と協議を行い，現在実施している事業の変更ではなく，実施方法を工夫することにより事業目的に沿った効果が期待できるとの判断から，作品選定方法や広報を充実していくこととし，年間4回実施している事業のうち，「エンゼル音楽会（平成24年12月に実施）」については，京都府庁2号館にポスター掲示を行った。さらに，「エンゼル名作劇場『きたのふれあい夏まつり映画大会』（平成25年7月に実施）」については，平成25年度の上映作品選定に際して，より幅広い年齢層の子どもたちが関心を持てる作品を選定するとともに，こども文化会館に比較的近い北区，上京区，中京区及び右京区の児童館にポスターの掲示及びチラシの配布を依頼した。</p> <p>今後も，府市共催事業について近隣児童館へのポスター掲示等の依頼や，府市の所管施設へのポスター掲示など，京都府と協議を行い広報の充実を図っていく。</p> <p>また，無料の催しについては，参加申込みをより容易に行えるよう，これまでの往復はがきによる申込みのほか，電子メールによる申込受付を行う予定をしている。</p>

指 摘 事 項
2. 各補助金等に対する監査結果
【5】 補助をしている効果の測定方法について検討が必要な補助金等
② 少額な補助金等，収入に占める割合が低率な補助金等に支出の効果があるのか
No. 458 雨水浸透ます設置助成金 20 千円
【指摘事項】 市民に対して，より効果のある周知を工夫し，制度の利用が増加する方法を検討すべきである。

講 じ た 措 置
<p>制度については，平成 22 年度の助成制度利用者及び市民に対するアンケートの結果を踏まえ，市民の方がより制度を利用しやすくなるように平成 25 年 4 月に制度の改善を行った。具体的には，金額について，助成額を 1 基 10,000 円から 25,000 円に増額するとともに，限度額を 35,000 円から 100,000 円に引き上げ，技術協議の対象については，従来の指定工事店だけではなく，住宅メーカー，工務店，設計事務所等に広げ，住宅を建築する設計段階から雨水浸透ますの設置等について協議できるようにした。</p> <p>市民に対する周知については，従来から上下水道局，市役所，区役所等でのパンフレット配布，上下水道局のホームページ，市民しんぶん等の広報紙への掲載等，マスメディアを利用した広報に加え，関係業界団体を通じた周知を行った。今後については，これらの取組に加え，本事業については，新たに家を建てられる方等が主な対象となることから，上下水道局へ宅地等の開発や排水設備の協議に来られた際に業者等への P R を徹底するとともに，住宅展示場にパンフレットを置くなど更に広報活動を強化し，市民への周知を徹底していく。</p>

指 摘 事 項
<p>2. 各補助金等に対する監査結果</p> <p>【5】 補助をしている効果の測定方法について検討が必要な補助金等</p> <p>② 少額な補助金等，収入に占める割合が低率な補助金等に支出の効果があるのか</p> <p style="text-align: center;">No. 502 京都府青少年剣道錬成大会 27 千円</p> <p>【指摘事項】 補助金の効果を十分吟味して，必要性等を検討すべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>本大会を主催する京都府剣道道場連盟は，府下 105 の民間道場等の，約 1,800 名の子どもたちが加盟し，心身の健全な育成を激励，指導している団体である。</p> <p>本市では，民間道場等で子どもたちが武道体験を行う「まち道場」事業を推進するなど，武道を通じて，子どもたちが日本の伝統的な考え方に触れる機会を創出しているが，一方，本市立学校で剣道部を設置している小学校はなく，中学校でも 73 校中，25 校にとどまっているなど，民間道場等は，剣道に取り組む子どもたちにとって，大変重要な役割を果たしている。本大会は，そうした団体に所属する少年・少女剣士が，府全域から一堂に会し，日頃の稽古の成果を競い合う府内最大規模の剣道大会であり，多くの子どもたちの一つの目標として大きな意義がある大会である。</p> <p>補助金の使途や意義について再度確認，検討した結果，本市から支出している補助金自体は確かに低率ではあるが，同様の補助を京都府教育委員会や京都府剣道連盟などから少額ずつ集めて会場使用料の一部として執行されており，大会開催に必要な経費となっている。また，主催者は，参加者からも参加料を徴収しており，本市や各団体からの補助金が，結果として参加者の負担を軽減しつつ大会を運営することにつながっているため，公益性も認められることから，今後も継続して支出する必要があると考える。</p>

指 摘 事 項	
2. 各補助金等に対する監査結果	
【5】 補助をしている効果の測定方法について検討が必要な補助金等	
② 少額な補助金等, 収入に占める割合が低率な補助金等に支出の効果があるのか	
No. 503 京都招待中学サッカー大会	45 千円
No. 504 京都招待ユース (U-16) サッカー大会	45 千円
【指摘事項】 補助金の効果を十分吟味して, 必要性等を検討すべきである。	

講 じ た 措 置
<p>本大会の主催者である京都府サッカー協会は, 府下でサッカーに親しむ小学生から大学生・社会人を対象に, 系統立てて, 選手の強化育成やスポーツ振興などを行っている。学校の部活動の公式戦に出場する場合も同協会に選手登録しなければならず, また大会自体も同協会の協力を得ながら運営されるなど, 学校教育活動との関わりも深い。</p> <p>京都招待中学サッカー大会は, 中学二年生及び三年生による, 都道府県選抜チームを招待して行う交流大会である。京都招待ユース (U-16) サッカー大会は, 同様に都道府県選抜チームを招待して行う大会であるが, 出場資格は 16 歳以下となっており, 高校一年生や中学三年生が中心である。</p> <p>本大会は, 国民体育大会の少年の部 (以下「国体少年の部」という。) における京都府代表の活躍を見据えて実施されている。サッカー種目における国体少年の部への出場資格は 16 歳以下となっており, まさに本大会への出場選手が京都の代表として活躍することとなる。</p> <p>国体少年の部代表選手は高校一年生や中学三年生が中心となるが, 学校の部活動においては, 高校一年生については素質があっても上級生が優先されたり, 中学三年生については部活動を引退したりするため, 強化試合に出場する機会を十分得ることができない年代であり, そうした学校の部活動を補完する意味でも, 本大会の意義は大きい。</p> <p>また, 本市は京都サンガ F.C. のホームタウンであり, 京都サンガ F.C. と連携した様々なイベント等を実施し, サッカーを通じた市民スポーツ振興に取り組んでおり, サッカー</p>

競技の振興は、市民スポーツの振興にも資するものである。

指 摘 事 項	
2. 各補助金等に対する監査結果	
【7】 補助金等が固定化していることは適正か	
No. 311 介護保険制度研修等事業費補助金	1,000 千円
【指摘事項】 当初の予算の内容の変更があれば、変更申請書の提出を求め、再度補助が必要か検討すべきである。	

講 じ た 措 置
予算の内容に変更が生じないように、当初交付申請段階において年間の事業計画を精査するとともに、当初予算の範囲内で事業を執行するよう補助対象団体に対して指導した。 そのうえで、平成 25 年度の補助金交付決定書において、「変更が生じる場合は、速やかに変更交付申請書を提出」することを交付条件としており、変更に係る申請を受けた際は補助の必要性について再度検討することとした。

指 摘 事 項
<p>2. 各補助金等に対する監査結果</p> <p>【8】固定化された特定団体に対する運営補助金は公平性があるか</p> <p style="text-align: center;">No. 203 心身障害児者歯科円滑診療費補助金 200 千円</p> <p style="text-align: center;">【指摘事項】補助金の算定基準を明確にし、目的にあった支出内容であるかを確認し、定額にならないようにすべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>本補助金の目的に合った申請であるかを精査するため、交付申請書に、事業計画、収支見込みを詳しく記載するよう申請者に指示し、交付の対象を明確にするため、資材の対象や改修工事の範囲を具体的に記載するよう要綱を改正した。</p> <p>また、実績報告書の提出時には、証拠書類（本補助金による支出が分かるようにした通帳の写し）を添付するよう申請者に指示した。</p>

指 摘 事 項	
2. 各補助金等に対する監査結果	
【8】固定化された特定団体に対する運営補助金は公平性があるか	
No. 196 健康管理対策費補助金	2,341 千円
No. 247 健康管理対策費補助金	569 千円
No. 275 健康管理対策費補助金	9,849 千円
No. 288 健康管理対策費補助金	5,785 千円
【指摘事項】補助金の見直しについて、本市が予定しているとおりにすべきである。	

講 じ た 措 置
本市が予定していたとおり、本制度は平成24年度をもって廃止した。

指 摘 事 項
2. 各補助金等に対する監査結果 【9】 財政状態の健全な団体に対する運営費補助金は適切か ② 交付先が本市外郭団体で補助金がなくとも交付先団体の収支が黒字である場合 No. 34 公益財団法人京都市男女共同参画推進協会補助金 6,536 千円 【指摘事項】 補助金の見直しについて、本市が予定しているとおりにすべきである。

講 じ た 措 置
公益財団法人京都市男女共同参画推進協会補助金については、平成 25 年度から廃止した。

指 摘 事 項
2. 各補助金等に対する監査結果 【9】 財政状態の健全な団体に対する運営費補助金は適切か ② 交付先が本市外郭団体で補助金がなくとも交付先団体の収支が黒字である場合 No. 80 財団法人京都市体育協会運営事業補助金 26,474 千円 【指摘事項】 補助金の見直しについて、本市が予定しているとおりにすべきである。

講 じ た 措 置
公益財団法人（平成 25 年 4 月 1 日移行済み）京都市体育協会に対する運営費補助金については、平成 25 年度予算において、予定していたとおり、平成 24 年度予算の約 2 分の 1 とした。 また、平成 26 年度予算においても、予定どおりに当該補助金を廃止することとしている。

指 摘 事 項
2. 各補助金等に対する監査結果 【12】 補助金要綱の不備はないか ① 補助金要綱のないものについて，補助金要綱を定める (ア) 要綱がないもの No. 216 全京都障害者総合スポーツ大会事業補助金 1,720 千円 【指摘事項】 要綱を制定すべきである。

講 じ た 措 置
全京都障害者総合スポーツ大会事業補助金交付要綱を制定し，平成 25 年 4 月 1 日から施行した。

指 摘 事 項
2. 各補助金等に対する監査結果 【12】 補助金要綱の不備はないか ① 補助金要綱のないものについて，補助金要綱を定める (ア) 要綱がないもの No. 370 平成の京町家普及促進事業 1,000 千円 【指摘事項】 補助金が市民に公表されるためにも，要綱を制定すべきである。

講 じ た 措 置
平成 25 年 5 月に平成の京町家コンソーシアム普及啓発事業補助金交付要綱を制定した。

指 摘 事 項
<p>2. 各補助金等に対する監査結果</p> <p>【12】 補助金要綱の不備はないか</p> <p>② 補助金の算定方法の不明確なもの</p> <p style="text-align: center;">No. 219 京都ライトハウス運営補助金 131,844 千円</p> <p>【指摘事項】 算定方法について、積算根拠となっている人員の確認と、補助金が適切に執行されているかの確認を十分にすべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>補助対象となっている点字図書館、中途失明者歩行訓練及び点字出版・その他事業の三事業について、携わっている人員と給与額を確認し、平成 24 年度補助金が適切に執行されていることを確認した。今後も、補助事業に係る収支状況に加え、人員と給与額を確認することにより、補助金の適切な執行を確認する。</p>

指 摘 事 項	
2. 各補助金等に対する監査結果	
【12】 補助金要綱の不備はないか	
③ 支給対象を要綱で明確にする	
No. 267 子育てサロン等運営アドバイザー派遣	1,200 千円
【指摘事項】 事業の目的を適正に達成することができるよう要綱改正を行い、要綱に基づく算定で補助金の交付を行うように改善するべきである。	

講 じ た 措 置
事業の目的を適正に達成することができるよう、事業運営に必要な人件費や消耗品などを補助対象とした要綱改正を行い、平成 24 年 4 月 1 日から新要綱を適用して、補助金の交付を行った。

指 摘 事 項
2. 各補助金等に対する監査結果 【13】 実績報告書の内容は適切か ① 収支計算書の内容の不備 No. 34 公益財団法人京都市男女共同参画推進協会補助金 6,536 千円 【指摘事項】 補助金の使途について、領収書等の確認を行うべきである。

講 じ た 措 置
平成 24 年度の実績報告においては、収支決算書と共に証拠書類として領収書等の提出を求め、所管課である男女共同参画推進課にて支出の内訳の確認を行った。

指 摘 事 項
<p>2. 各補助金等に対する監査結果</p> <p>【13】実績報告書の内容は適切か</p> <p>① 収支計算書の内容の不備</p> <p style="text-align: center;">No. 316 京都歯科サービスセンター事業補助金 30,000 千円</p> <p style="text-align: center;">【指摘事項】 収支計算書の記載方法を，補助金事業の収支の全容が把握できるように改善すべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>本補助金については，補助事業者が本事業を実施することによって得られる診療報酬収入を対象経費から控除するよう，平成25年4月1日付けで要綱改正を行った。</p> <p>そのうえで，補助金の交付申請に添付する事業収支予算書及び実績報告に添付する事業収支決算書について，要綱改正の趣旨に沿って，全体の収支が把握できるよう様式を変更した。</p>

指 摘 事 項
<p>2. 各補助金等に対する監査結果</p> <p>【13】実績報告書の内容は適切か</p> <p>② 決算書等の確認の不徹底</p> <p>No. 222 京都市社会福祉協議会運営補助金 376,806 千円</p> <p>【指摘事項】経理区分間の移転については、その用途が明らかになるように補助資料を作成すべきである。また、根拠書類の確認を行うべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>経理区分間の移転については、その用途が明らかになるように、京都市社会福祉協議会において補助資料を作成し、本市に提出させた。</p> <p>また、同協議会が、根拠書類として補助金が充当される経費（人件費）について明細書類を提出し、市においてその書類の確認を行った。</p>

指 摘 事 項
<p>2. 各補助金等に対する監査結果</p> <p>【13】実績報告書の内容は適切か</p> <p>② 決算書等の確認の不徹底</p> <p>No. 253 京都市児童館学童連盟事務局補助金 24,229 千円</p> <p>【指摘事項】補助金要綱に補助事業の対象経費を詳細に盛り込むことを検討するとともに、領収書等による詳細な執行状況の確認をするべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>補助金交付要綱について、補助対象を具体的に明記したものに平成 25 年 4 月 1 日付けで改正するとともに、実績報告時に補助金を充当した費用を詳細に確認できるよう、交付申請に添付を求めている予算書及び実績報告に添付を求めている決算書について、各支出科目への補助金の充当（予定）額が分かる様式に変更するよう指導を行い、平成 25 年度の交付申請の添付資料として新しい様式での予算書の提出を受けた。</p> <p>また、平成 24 年度の補助金についても、執行状況を確認するため領収書等の確認を行った。</p>

指 摘 事 項
2. 各補助金等に対する監査結果 【13】実績報告書の内容は適切か ③ 規定書類の不備 No. 472 京都市私立幼稚園事業補助金 156,800 千円 【指摘事項】規定書類「幼稚園教職員数調査書」の添付をすべきである。

講 じ た 措 置
平成 24 年度については、当該補助金申請時に各園から提出される、①「補助金交付申請書」、②「事業予算書」、③「幼稚園教職員数調査書」の全ての内容を確認したうえで補助金を交付していたが、補助金交付の決定書類に③「幼稚園教職員数調査書」を添付していなかったため、平成 25 年度から、補助金交付の決定書類に、①②に加え、③「幼稚園教職員数調査書」も添付した。

指 摘 事 項	
2. 各補助金等に対する監査結果	
【13】実績報告書の内容は適切か	
③ 規定書類の不備	
No. 290 特別養護老人ホーム整備助成	1,227,600 千円
(平成 22 年度中間払	266,400 千円)
(合計	1,494,000 千円)
【指摘事項】上乗せ部分の補助金であっても、要綱が個別にある以上、補助金交付要綱の定めに従って申請・交付の手続きをするべきである。	

講 じ た 措 置
上乗せ部分の補助金について、要綱で定めるとおり、今後同様のケースが生じた場合には施設整備費等とは別に、申請・交付の手続きを行うとともに、実績報告書を徴収することとした。また、本取扱いについては課内周知を行い、情報共有を図った。

指 摘 事 項
<p>2. 各補助金等に対する監査結果</p> <p>【13】実績報告書の内容は適切か</p> <p>④ 補助金対象事業が不明確なもの</p> <p>No. 469 特色ある幼稚園教育推進事業補助金 89,100 千円</p> <p>【指摘事項】補助金要綱に、具体的な補助金の対象事業の範囲、及び補助金額の算定基準を明確に規定し、一律の金額ではなく、実施された事業に見合う補助金が交付されるようにすべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>補助金交付要綱を改正し、補助金の対象事業を「特色ある事業の推進に係る」としていたものを、「相談業務をはじめとする地域の特性を踏まえた事業」や、「各園の直面する課題解決などに向けた各園の教育方針に基づく幼児教育の一層の充実に資するための事業」と、具体的な範囲を追記した。また、補助金算定基準については、各園に一律の金額を交付するのではなく、要綱上で、「事業に要する経費に基づき決定する」という文言を追記することで、査定して補助金を交付することを明確にした。</p>

指 摘 事 項
<p>3. 総括的な視点からの監査結果</p> <p>(2) 補助金の制度に対する監査結果</p> <p>② 評価基準を設けるにあたって評価の観点・基準を明確にしておくこと</p> <p style="padding-left: 40px;">【指摘事項】「交付の目的」は抽象的な表現ではなく、当該補助金制度の公益上の必要性を具体的に考え、費用対効果の検証を効率的に行うに足りる程度に具体的に定めるよう徹底されたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>補助金等の交付事務を行っている各局区等が、要綱等により個別に「交付の目的」を定めていることから、平成25年4月30日付け文書で、次のとおり、各局区等において「交付の目的」を具体的に定めるよう徹底した。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 指摘事項を改めて各局区等に周知した。・ 監査の指摘を踏まえて留意する事項として、各局区等に補助金条例第6条第2項において、補助金等の交付に当たって、あらかじめ定めることとされている交付の目的について、「補助金の必要性や効果など、その目的を明確に定めること。」を周知した。 <p>また、同年9月に公表した「補助金等の交付状況一覧」においても、交付の目的を具体的に記載するよう周知し、記載内容を確認のうえ、改善を行った。</p>

指 摘 事 項
<p>3. 総括的な視点からの監査結果</p> <p>(2) 補助金の制度に対する監査結果</p> <p>② 評価基準を設けるにあたって評価の観点・基準を明確にしておくこと</p> <p style="padding-left: 40px;">【指摘事項】 補助金等の終期を設定し、終期の到来時に改めて公益性の観点から必要性の有無を検討するなど、補助金の定期的な見直しができるよう検討されたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>補助金等の定期的な見直しは、実情を最も理解している各局区等が中心となり行うことから、平成25年4月30日付け文書で、指摘事項を改めて各局区等に周知した。</p> <p>また、各局区等に対する予算執行通知（同月1日付け）においても、「とりわけ、補助金など民間事業主体に対する財政的支援については、予算編成において精査に努めたところであるが、予算の執行においても、社会経済情勢の変化などを踏まえ、民間事業主体の自主的、自立的な活動を一層促すものとなるよう、当該事業主体ごとに財政状況や事業計画、実績を適切に評価した上で、必要な支援を行うこと。」と記載した。</p> <p>さらに、予算編成通知（同年10月3日付け）においても、「補助金や土地使用料減免など民間事業主体に対する財政的支援については、民間事業主体の自主的、自立的な活動を一層促すものとなるよう、当該事業主体ごとに経営状況や事業計画、実績を適切に評価したうえで、支援の必要性を的確に判断する。」「全ての予算・事業について、聖域を設けず、事業手法の見直しや類似・重複する事業の連携・融合、日常的なコスト削減の徹底など、実施計画における改革の基本的な考え方にに基づき、見直しを一層強力に推進する。」と記載した。</p> <p>今後も、予算編成通知や予算執行通知等において、機会を捉えて補助金について、その必要性を的確に判断するよう、徹底していく。</p> <p>なお、事務事業評価については、各局等に対する事務事業評価実施依頼（同年6月10日付け）により、事務事業評価の「指標の総点検」を実施し、事務事業の有効性や成果を</p>

示す指標の設定を行うなど、毎年度の予算編成等を通じた、補助金交付を含む事務事業の見直しに一層活用できるよう改善を行った。

指 摘 事 項
3. 総括的な視点からの監査結果 (2) 補助金の制度に対する監査結果 ② 評価基準を設けるにあたって評価の観点・基準を明確にしておくこと 【指摘事項】 少額な補助金等について、費用対効果の検証を十分に行うよう徹底されたい。

講 じ た 措 置
補助金等の交付事務を行っている各局区等が、費用対効果の検証を行っていることから、平成25年4月30日付け文書で、指摘事項を改めて各局区等に周知した。 事務事業評価については、各局等に対する事務事業評価実施依頼(同年6月10日付け)により、事務事業評価の「指標の総点検」を実施し、事務事業の有効性や成果を示す指標の設定を行うなど、費用対効果の検証をはじめ、毎年度の予算編成等を通じた、補助金交付を含む事務事業の点検、見直しに一層活用できるよう改善を行った。

指 摘 事 項
<p>3. 総括的な視点からの監査結果</p> <p>(2) 補助金の制度に対する監査結果</p> <p>② 評価基準を設けるにあたって評価の観点・基準を明確にしておくこと</p> <p style="text-align: center;">【指摘事項】 要綱で「補助金の算定方法」を定める際に、より明確なものとなるよう徹底されたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>補助金等の交付事務を行っている各局区等が、要綱等により個別に「算定方法」を定めていることから、平成25年4月30日付け文書で、次のとおり、各局区等において「算定方法」を明確に定めるよう徹底した。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 指摘事項を改めて各局区等に周知した。・ 監査の指摘を踏まえて留意する事項として、各局区等に補助金条例第6条第2項において、補助金等の交付に当たって、あらかじめ定めることとされている算定方法について、「補助金等を定率で交付している場合は、その率を、定額で交付している場合は算定根拠・金額を規定するなど、算定方法を明確にすること。」を周知した。 <p>また、同年9月に公表した「補助金等の交付状況一覧」においても、算定方法を具体的に記載するよう周知し、記載内容を確認のうえ、改善を行った。</p>

指 摘 事 項
3. 総括的な視点からの監査結果 (2) 補助金の制度に対する監査結果 ④ 外郭団体への補助金に関して 【指摘事項】 多額の剰余金が生じている外郭団体への補助金等については、剰余金の発生の原因や経過等を精査し見直しを検討されたい。

講 じ た 措 置
補助金等の交付事務を行っている各局区等に対して、平成25年4月30日付け文書で、指摘事項を改めて各局区等に周知した。 「2. 各補助金等に対する監査結果」において、多額の剰余金が生じている外郭団体に対する補助金等については、所管局等において、補助金の趣旨の確認や、交付先が適正であるか、剰余金が補助金によって生じたものであるか等を精査し、見直しの必要性について検討されたことを確認した。

指 摘 事 項
3. 総括的な視点からの監査結果 (2) 補助金の制度に対する監査結果 ⑤ 補助金要綱の充実 【指摘事項】 実績報告書に添付する決算書等には状況に応じて、領収書等の確認をすることを徹底されたい。

講 じ た 措 置
実績報告の提出時に添付する証憑書類については、補助金の交付事務を行っている各局区等が、各補助金等の実情に応じて、添付書類を定めているところである。このため、平成25年4月30日付け文書で、次のとおり、各局区等において適切な証憑書類となるよう徹底した。 <ul style="list-style-type: none">・ 指摘事項を改めて周知した。・ 監査の指摘を踏まえて留意する事項として、実績報告における添付すべき書類については、「証憑書類の確認等により、補助対象経費の内容を十分に把握できるよう、個々の要綱等で明確に定めておく」ことを周知した。

指 摘 事 項
<p>2. 財産管理に係る監査の結果及び意見</p> <p>（6）消耗品の在庫管理における規程について（結果）</p> <p>次亜塩素酸ナトリウムは会計処理上、購入時に薬品費として費用処理されている。ただし、局会計規程においては消耗品として取扱われるため、物品出納員（水環境保全センターにおいては各水環境保全センター所長）が必要と認める場合に消耗品受払簿を備え、また、現在高調査を行うことが必要とされている。しかし、次亜塩素酸ナトリウムの実際の管理状況は、タンク貯留数量を据付メーターの自動記録装置による使用量及び残量の記録を行っているのみであり、受払の記録を随時行っておらず、また、メーターの期末時残数量をもって実地棚卸数量としている。</p> <p>局では、受払簿等での記録は不要と判断し、作成していない。しかし、財産管理の目的を考慮すれば、受払管理及び現在高管理を不要と判断するケースは、対象物品についてよほど重要性が低いという根拠がある場合に限定して適用されることを前提とすべきである。したがって、受払簿の作成を要しない場合の基準を明確にし、適正な運用を図る必要がある。</p> <p>また、現在高調査については、消耗品受払簿を備えていないことから行っていないとしても、局会計規程第 50 条第 1 項に準じた照合作業を適切に行う必要があると考える。</p>

講 じ た 措 置
<p>平成 25 年 4 月 1 日、次のとおり、たな卸資産以外の物品会計事務取扱要領を改正した。</p> <p>(1) 必要時に払い出す薬品類であって、納入時に梱包され、かつ、保管庫等に貯蔵するものは、異動があれば、その都度、消耗品受払簿に記録しなければならないこととした。</p> <p>(2) また、薬品類について、より適正に記録及び管理を行えるよう様式を整理した。</p> <p>(3) 処理施設等に直接搬入し、使用するものについては、消耗品受払簿の作成は不要とするが、施設運転日報等に現在高を記録するものとした。</p>

指 摘 事 項
<p>2. 財産管理に係る監査の結果及び意見</p> <p>(12) 施設利用権の償却計算について（結果）</p> <p>桂川右岸流域下水道における建設事業負担金については、毎年度通知される京都府からの支出実績に基づき、建設仮勘定に計上されている。また、市内の流域下水道対象処理区域面積の当年度増加部分に応じた金額を算定し、建設仮勘定より施設利用権として無形固定資産に振替計上している。なお、平成 11 年頃から対象処理区域の整備が進展しておらず、平成 22 年度末には支出した分担金のうち 34 億円が建設仮勘定に計上されたままとっている。</p> <p>しかし、実際に建設分担金として負担しているのは、処理区域面積を拡げる整備のための負担ではなく、設備の建設改良に係る負担であるため、分担金の対象となった施設の稼働済の割合でもって、固定資産に振り替える処理を行うべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>他都市の処理方法を参考として、平成 24 年度から、流域下水道建設分担金を支出年度に施設利用権として固定資産に振り替えることとした。また、建設仮勘定に計上されたままとっていた流域下水道建設分担金については、平成 24 年度に固定資産に振り替えた。</p>

指 摘 事 項
<p>2. 財産管理に係る監査の結果及び意見</p> <p>(13) 藤棚等の償却計算について (結果)</p> <p>土地と同様、非償却資産として計上されている立木は、処理場等の敷地内における藤棚等であり、平成 22 年度末残高は 174,035 千円となっている。</p> <p>これらは、償却資産からは除いて処理しているとのことであるが、観賞用に設置されており、一般に公開されているという実態から判断すると、緑化施設に該当するものと考えられる。</p> <p>税法上においては構築物の一部として、耐用年数 20 年での償却計算が必要であるため、結果として、減価償却費が過少となっており、償却対象資産として取り扱う必要がある。</p>

講 じ た 措 置
<p>非償却資産である「立木」の基準を策定し、「立木」とならないものについては、平成 24 年度に償却資産である「構築物 (緑化施設)」に振り替えた。</p>

指 摘 事 項
<p>9. 下水道使用料設定の考え方に係る監査の結果及び意見</p> <p>(2) 一般会計から繰り出される雨水処理負担金の算定について（結果）</p> <p>雨水公費・汚水私費の原則にもとづき、公共下水道事業特別会計は雨水処理費の全額について、一般会計から雨水処理負担金を繰り入れている。雨水処理負担金の収益的収入に占める割合は40%前後であり、下水道使用料とともに、収入の大きな割合を占めている。</p> <p>市の整備区域の約40%で整備されている合流式下水道では、雨水と汚水は同一の管きよを通り、処理場へ流入し、併せて下水処理がなされる。このため、雨水処理費と汚水処理費は別個に把握できず、下水処理費として一括で把握している。しかし、一般会計繰入金算入金の算定のために、下水処理費のうち雨水処理費を把握する必要がある。そこで、費目ごとに雨水処理費と汚水処理費の按分計算を行っている。</p> <p>下水処理費に占める雨水処理費と汚水処理費の割合は、自然環境や社会環境の変化により、常に変化するものと考えられる。このため、按分計算に用いられる雨水・汚水比率も適時に見直し、実績額に応じて雨水処理に係る一般会計繰入金を算定すべきである。</p> <p>しかし、現在按分計算に用いている雨水・汚水比率は、平成11年度下水道使用料改定の要否の判断を機に平成10年度実績をもとに決定されて以来見直しが行われておらず、継続して按分計算に用いられている。</p> <p>雨水・汚水比率を、現在の実態に則して算定した場合、相当の時間が経過しているため、平成10年度実績をもとに算定した比率から乖離している可能性がある。下水道使用料改定要否の判断を行う際に、雨水・汚水比率の更新を行い、実態と乖離しないようにする必要がある。</p>

講 じ た 措 置
<p>中期経営プラン(2013－2017)の財政基盤強化計画策定時に、雨水・汚水比率の算定を行い、平成25年度から適用している。</p>

指 摘 事 項

9. 下水道使用料設定の考え方に係る監査の結果及び意見

(3) 下水道使用料改定要否の判断について（結果）

i) 過年度の財政計画と下水道使用料改定の判断

局では、5年間の財政計画期間の年度当初に、当該財政計画期間において下水道使用料過不足の有無を確認し、下水道使用料改定の要否を判断している。平成16年度から平成20年度まで前中期経営プラン及び平成20年度から平成24年度までの現中期経営プランでは、累積損益の赤字が増大する財政計画を策定している。しかし、いずれの財政計画期間においても下水道使用料改定は不要との判断がされたため、局では平成13年4月以来、下水道使用料改定は行われず下水道使用料水準が維持されてきた。

ii) 下水道使用料改定要否の意思決定資料の文書化について

平成16年度及び平成20年度における下水道使用料改定要否の意思決定に至った経緯や根拠については、その判断の材料となったとされる資料の提示は受けたが、議事録や稟議書に添付されるような公式な資料は確認できなかった。

年間200億円～300億円にもものぼる下水道使用料の下水道使用料改定要否の決定は、局にとって、経営を左右する重要な意思決定である。その根拠や経緯などを事後的に検証できるよう、議事録や稟議書を残しておく必要がある。

iii) 不確実な計画に基づく判断の妥当性について

①長期にわたる収支計画の不確実性について

現中期経営プランにおいて、累積赤字が増大するにもかかわらず、平成20年度の料金改定要否の判断時は、下水道使用料改定を不要と判断し、下水道使用料水準が維持されている。その理由について、「中期経営プラン策定時に局内部で検討した平成25年度以降の収支見通しにより、将来の資金収支の改善が見込めることから、下水道使用料改定を不要と判断した。」との説明を受けた。当該収支見通しは13年に及ぶ長期のものであり、中期経営プランの対象となっている平成24年度までの5年間は、累積赤字が増大し続けているものの、平成25年度の黒字化以降、8年間一貫して資金余剰が増加し、平成32年度に累積損益においても黒字となっている。

しかし、実際には、収支見通しの策定当時は予測できなかった企業債の繰上償還など

により、すでに平成22年度決算において、累積赤字が3,098百万円に減少するなど、7,894百万円に累積赤字が増加するとの中期経営プランの数字と大きく乖離している。さらに、長期にわたる見積りであるため、既に決定している設備投資計画をもとに減価償却費や支払利息を推計しているが、多額の資金を要すると考えられる経年管対策について現時点で全体的な計画が策定されていないことから考えると、平成32年の計画数値が現実的なものになっているとは判断しがたい。

このように長期にわたって実効性のある収支見積りを行うことが困難であると考えられる。このため、政策的判断を排除して経済的観点のみから判断するのであれば、長期にわたる不確実な収支見積りではなく、予測の精度が一定程度確保されると考えられる5年間の財政計画により、下水道使用料改定の要否を判断すべきと考えられる。

②累積赤字を負担すべき世代の考え方について

前述のとおり、13年後の累積黒字化を判断材料の一つとして、平成20年度からの下水道使用料改定を不要としている。13年間の計画が不確実と考えられる以上、経済的観点のみから考えると原則的には平成20年度時点で下水道使用料水準をあげて5年間で累積赤字を解消すべきとなる。その一方で、当該世代だけが過去の累積赤字を負担することが真に公平な負担となるとは限らない。公営企業とはいえ、行政によって下水道事業が執行されるのは、地域住民の福祉増進が目的であり、その目的に照らせば、長期的に累積赤字の解消を目指すことにより、一時の負担軽減を図るとの政策的判断は、当然あってしかるべきものである。

政策的判断により下水道使用料水準を据え置くのであれば、いつまでに累積赤字を解消するのかについて、どの世代が累積赤字を負担するのかについて基本的な方針を策定し、使用者の理解を得る必要がある。

③経済的判断と政策的判断の明確化について

総括原価方式で下水道使用料水準を決定している以上、経営努力による経費削減を前提として、機動的に下水道使用料改定を行うことにより健全な財政状態を維持することが、経済的な観点からは望ましい。一方で、累積赤字を一時に解消するために大幅に下水道使用料水準を上げることや、頻繁に下水道使用料改定を行うことは望ましくないとして、一定の調整を加えるとの政策的判断も必要と考えられる。

現状は、下水道使用料改定要否に係る意思決定資料が残されないなど、それぞれの判

断の結果が不明確となっている。このため、純粋に経済的に損益を見積もった場合に、どの程度の規模の下水道使用料改定が必要であったのか、下水道使用料改定を行わなかったことにより、どの程度の負担をどの世代で負担するとの政策的判断を行ったのかを事後的に検証することができない。

下水道使用料改定の要否の判断に当たっては、経済的判断と政策的判断を明確に区分し、判断の根拠や結論に至った経緯を稟議等で残す必要がある。それにより、それぞれの判断の妥当性を事後的に検証し、さらに次回の意思決定時に有用な情報を提供することができると考えられる。

講 じ た 措 置

平成 25 年 3 月 22 日に市会の議決を経て、平成 25 年度 10 月 1 日検針分から下水道使用料を改定した。改定の要否の判断については、その根拠や結論に至る経緯について、市会に提出した「上下水道料金について 予算参考資料」に明示し、市会において審議のうえ議決をいただいた。

また、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間の財政計画により、下水道使用料改定の要否を判断しており、累積赤字が生じない計画としている。

指 摘 事 項

9. 下水道使用料設定の考え方に係る監査の結果及び意見

(4) 適正な利潤の考え方について (結果)

市の下水道事業では、地方公営企業法を適用し企業会計により会計処理を行っているため、下水道使用料水準の決定に当たり考慮される総括原価は、損益（減価償却費及び諸経費）を基準に把握される。

しかし、局では元金償還金と減価償却費との差額（の一部）を「適正な利潤」として総括原価に含めているため、実質的には収支（元金償還金）を基準に総括原価を把握していることとなる。これは、処理場や管きよなどへの設備投資時は企業債を発行し資金調達を行うが、固定資産の耐用年数が45年程度であるのに対し、企業債の償還期間が30年程度（5年据置での25年償還）となっており、設備投資後元金償還が完了するまでの期間に資金不足が生じるためである。元金償還金と減価償却費との差額を「適正な利潤」として総括原価に含めて下水道使用料の対象とすることにより、資金不足を防ぎ、下水道事業を運営しているのである。

しかし、単一の固定資産でみると、一定の年数（30年）が経過すると、元金の償還が終わり、元金償還金が0となるため、元金償還金と減価償却費の金額が逆転し、減価償却費が元金償還金を上回ることとなる。市は比較的早期に下水道の整備に着手したため、元金償還が完了しているが償却中である整備初期の設備が、元金償還中の設備より相対的に増加しており、元金償還金と減価償却費の差額の総額は減少傾向にある。

このような中、現在の元金償還金と減価償却費の差額を単純に適正な利潤とすると、下水道事業の健全な運営が確保できない可能性がある。今後の下水道使用料改定の検討にあたっては、設備投資計画と資金調達計画を見直し、真に公営企業の健全な組織運営に必要な適正利潤を見積もらなければならない。さらに、どのような目的で資金の留保が必要であり、その金額が適正であることを使用者の理解が得られるよう、十分に説明する必要がある。

講 じ た 措 置

下水道使用料の基本的な考え方としては、元金償還金と減価償却費との差額を利潤として原価に含めることとされており、平成24年度までは、この考え方に基づき原価計算を行ってきた。

平成25年度から平成29年度までの新しい中期経営プランでは、公営企業の健全な事業運営・組織運営に必要な適正利潤として、単に元金償還金と減価償却費との差額を全額原価に算入するのではなく、設備投資計画と資金調達計画を見直したうえで、元金償還金の減少傾向等も踏まえ、下水道使用料の抑制も考慮したうえで、原価計算を行った。

具体的には、改築更新の推進や災害対策の強化などのため、建設事業費は増額するものの、将来世代の負担となる新たな企業債の発行について、平成20年度から平成24年度までの5箇年と同程度に抑制することとし、企業債償還積立を停止したうえで、不足額を適正利潤とし、かつ、上下水道事業トータルで累積収支が均衡するよう、下水道使用料の水準を定めた。

この根拠となる財政収支については、財政基盤強化計画として中期経営プランで示しており、また、改定の要否の判断については、その根拠や結論に至る経緯について、市会に提出した「上下水道料金について 予算参考資料」に明示している。

指 摘 事 項
<p>IV 京都市土地開発公社</p> <p>（Ⅲ）保有地の個別検証</p> <p>3 保有地等の評価</p> <p>1. 保有地の取得価額と評価額を比較すると 268 億 9,000 万円の評価損が発生しており、また H20 年度末の B/S 価額と評価額を比較すると、実に 460 億円の評価損（含み損）が発生している。</p> <p>そして、保有地及び要綱用地を維持するために、支払利息や諸経費に 193 億円余りを負担してきている。</p> <p>今後、原則、新たな先行取得をしないという市の方針であるから、市の財政状況を考えると予定事業の進展は期待できない。</p> <p>そうすると、現在の保有地や要綱用地を、単に維持するために、市又は市土地開発公社は毎年 10 億円余りの支払利息等を負担していかなければならないことになる。</p> <p>従って、保有地評価表の保有期間、保有額、評価額、年間支払利息等を参考に、各予定事業を継続するか否かを市全体の視野で見直さなければならない。</p>

講 じ た 措 置
<p>本市では、平成 24 年度に、平成 25 年度以降 15 年で保有地を解消した後、京都市土地開発公社（以下「公社」という。）を解散するという「公社の今後の在り方に係る方針」を定め、現在、公社の解散に向けた取組を推進している。</p> <p>この取組の一環として、公社保有地については、各保有地の利用目的等を精査したうえで、「先行取得の目的に沿った利用を図るもの」、「先行取得の目的に沿った利用を図る予定であるが、事業が中断又は遅れているもの」及び「先行取得の目的に沿った利用が見込めず、他の目的での利用又は本市以外の者への売却を検討するもの」の 3 つに分類し、公共目的で活用する予定のものについては、本市が買戻しを行い、それ以外のものについては、本市が買い戻したうえで売却するか、又は公社の準備金により売却時の損失を処理できる範囲内で、公社が本市以外の者に直接売却することとしている。</p>

なお、平成 25 年 4 月から同年 11 月末までにおいて、1 保有地を本市が買い戻し、2 保有地を本市以外の者に直接売却した。

(監査事務局)